

第13回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年7月27日(月) 9時20分～9時55分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(11人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 欠 席
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

欠席 8番 平田 修二 委員

5 議事日程

- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 非農地証明願いについて
議案第34号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。

定刻より若干早いですが、皆さんお揃いですので始めさせていただきたいと思います。

ただ今、事務局から報告がありましたとおり、8番 平田修二委員が本総会を欠席ですので、各委員におかれましては御了承をいただきたいと思っております。

それでは、第13回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、3番 富永 勝志委員、4番 石原 千代年委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第13回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。6月30日、ABCパレスで開催されたニューファーマーの集いに私の方が出席いたしました。

また、7月24日には、鹿児島県農業会議第88回通常総会に谷口局長

と出席いたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第31号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (久保田真一郎)

それでは、議案第31号についてご説明したいと思います。

議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。

今回、農地法第3条の申請は2件でございますが、整理番号1の契約内容で、賃借権と所有権移転がそれぞれ1件となりますことから、契約内容全体では賃借権が1件と所有権移転が2件となります。

なお、今回の申請はそれぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、7月15日に6番委員及び9番委員と事務局で、現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、順次説明させていただきます。

整理番号1につきまして、地図は1ページから2ページになります。

今回、5年の賃借権と所有権移転がそれぞれ1件となります。

申請地はいずれも耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でございました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんでございます。

〇〇さんは81歳と高齢ではございますけれども、大変お元気で、6年ほど前から農業を少しずつやって来られたとのことでございますが、今回、この農地法第3条での取り扱いでは、新規就農者扱いとなりますので、ご了承いただきたいと思っております。

申請地には、豆類やオクラなどの季節野菜や甘藷を生産するということ

でございまして、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

また、奥さんと会社勤めの息子さんにも手伝ってもらい、いずれは息子さんに継いでもらいたいとの思いもあるようでございます。

次に整理番号2につきまして、地図は3ページから4ページになります。

申請地はいずれも耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でございました。

申請人は、〇〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷の生産を行い、年間90日程度農業に従事されております。

申請地も甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

なお、譲渡人は〇〇 〇〇さんと〇 〇〇さんのお二人ですが、このうち〇 〇〇さんは亡くなられているため、〇さんの方はこの相続財産管理人となる〇〇 〇〇弁護士での扱いとなっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

6番委員 (尻無濱 俊幸)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、報告いたします。

7月15日に9番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

それぞれの申請人も、農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組むとのことで確認しました。

申請地も豆類やオクラ，甘藷等を中心に必ず耕作するとのことであり，
周辺への影響も無く，許可相当であると調査をして参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
調査員の報告が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については，農地法第3条第2項各号に該当せず，許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって，本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第5 議案第32号
農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは，事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

議案第32号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は5件です。

7月15日に6番委員及び9番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、一般住宅兼〇〇〇への所有権移転です。

地図は5ページで、〇〇公民館近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地ではありますが、申請地からおおむね50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇市にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在借家住まいであることから、自己の住居を新築されるとともに、妻の仕事場となる〇〇〇を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、北側及び南側につきましては地籍図上では田となっておりますが、申請地も含め埋め立てられている状態であり、他は市道でございました。

このことにつきましては、30年以上前に隣接地が埋め立てを行っていたので、当時農地転用許可が必要であることを知らずに一緒に埋めてもらったとの始末書が添付されております。

申請地は現状のまま使用され、周囲にフェンスを設置されます。

排水等は浄化槽で処理後、東側の市道側溝に流されます。

なお、申請地面積は500㎡を超えますが、西側にある赤線部分は2mほどの崖となっているため、建築基準法により高さの2倍のセットバックが必要なことや、妻の〇〇〇に来るお客さん用の駐車場を確保したいとの理由書が添付されています。

次に、整理番号2につきまして、整理番号2は一般住宅への所有権移転です。

地図は6ページで、○○○○○○○○○○○○○○○○○○近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、○○区にお住いの○○○○さんです。

○○さんは現在住んでいる家を息子に譲り、今回の申請地に新しい住居を建築されたく申請されたものです。

申請地の隣接農地は東側及び西側の畑のみで、他は市道及び宅地でありました。

申請地は現状のまま使用され、土砂流出等が無いように擁壁を設置されます。

排水等は浄化槽で処理後、南側の市道側溝に流されます。

次に整理番号3につきまして、整理番号3は農業用施設の○○○への賃借権設定です。

地図は7ページで、有限会社○○○○近くになります。

申請地は農地の広がりが10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地であります。転用の目的が農業用施設であることから第1種農地の不許可の例外に該当します。

申請人は、○○にあり有限会社○○○○の代表取締役である○○○○さんです。

○○さんは今回の申請地近くに土地を借りて、○○○○の○○○を営業していましたが、今年になりこの所有者との契約更新ができなくなったことから、道路沿いで利便性もよく広さもあるこの申請地を借り受けたく、申請されたものです。

申請地周囲は北側が原野及び市道、東側が畑、南側が山林及び畑、西側が田でありました。

申請地は現状のまま使用され、雨水等は自然流下です。

次に整理番号4につきまして、整理番号4は一般住宅への所有権移転です。

地図は8ページで、○○○○近くになります。

申請地は農地の広がりが10ha以上あり、第1種農地に該当すること

から原則不許可地ではありますが、申請地から50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在借家住まいであります。子どもが大きくなったため手狭となり、また、将来は親の扶養もあることから、実家に近い申請地に自己の住居を新築されたく申請されたものです。

申請地の隣接農地は地籍図では東側の田のみですが、現況は申請地も含め埋立てされており、他は市道及び県道でありました。

申請地は以前、利用目的変更届が出され畑に変更された農地ですが、この埋め立てを行った際に、今回の申請人である息子からここに家を建てたいと相談され、宅地にできるよう再度埋め立てを行ったとの記載がある顛末書が添付されております。

また、県道・市道及び水路との境界確認や埋立て協議は整っております。

なお、申請地は500㎡を超えますが、家庭菜園や物干し場、車の回転場所などに使用したいとの理由書が添付されております。

申請地は、現状のまま使用され、周囲にはよう壁を設置されます。

排水等は浄化槽で処理後、南側の側溝に流されます。

次に整理番号5につきまして、整理番号5は駐車場への所有権移転です。

地図は9ページで、〇〇〇〇〇近くになります。

申請地は農地の広がり無く、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇〇〇〇株式会社の代表取締役である〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは、申請地を22台分の従業員用駐車場として利用されたく申請されたものです。

申請地の隣接農地は北側の畑のみですが、現況は雑種地状態であり、他は里道及び国道及び宅地でありました。

申請地は整地を行い現状のまま使用されますが、以前は畑として利用されていたため、周りは石積みを設置されており土砂流出等の被害はないと思われま。

雨水等は申請地周囲に側溝を新設し、北西側の側溝に流されます。
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の報告が終わりました。
次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 提樹)

それでは、農地法5条第1項の規定による許可申請について、報告をいたします。

7月15日に、6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

整理番号1につきまして、申請地に隣接する農地は、地籍図では北側及び南側の田のみであります。現況は埋め立てであり、他は市道でございました。

申請地は現況が雑種地状態であるため、始末書が添付されております。

また、申請面積が500㎡を超える理由書の添付もあることから、農地への悪影響もなく許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号2につきまして、申請地周囲の農地は東側及び西側の畑のみであり、他は宅地及び市道でございました。

周囲の農地への影響もなく、許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号3につきまして、申請地周囲は北側が原野及び市道で、東側が畑、南側が山林及び畑、西側が田でございました。

周囲への影響もなく許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号4につきまして、申請地周囲の農地は地籍図上東側の田のみですが、現況は埋め立てであり、他は市道及び県道でございました。

県道・市道及び水路につきまして、境界確認や埋め立て協議も整っていることから、周囲への影響も無く許可相当であると調査して参りました。

次に整理番号5につきまして、申請地周囲の農地は北側の畑のみで、他は里道及び国道及び宅地でございました。

周囲への影響もなく、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
調査員の報告が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)
すみません。確認ですが、整理番号1は〇〇〇〇区域内ですが、確か先々
月くらいに除外申請が上がったと思いますが、除外されたのでしょうか。

事務局 (濱崎 春香)
来月末に除外される予定です。

議長 (田嶋 輝男)
間違いないでしょうか。

事務局長 (谷口 義美)
協議会にしていきたいと思いますが。

議長 (田嶋 輝男)
ここで少し協議会にしたいと思います。

(~ 協議 ~) 9:40~9:50

議長 (田嶋 輝男)
それでは、本会議に戻します。
皆さんから、ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は，許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって，本件については許可相当の意見を付し，県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第33号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については，荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において，農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また，事務局職員でも再調査をいたしております。

従って，本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり，非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第34号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第34号 平成27年農用地利用集積計画書第7号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成27年8月3日となります。

それでは、まず1ページをお開きください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第34号 平成27年農用地利用集積計画書の第7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。
皆さん方から何かございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
事務局は、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)
ございません。

議長 (田嶋 輝男)
それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 5 5